

運指第2855号

12.4.27

一部改正 14.3.29

一部改正 18.3.27

一部改正 18.7.31

一部改正 27.10.1

一部改正 令和2年12月25日

一部改正 令和3年1月1日

一部改正 令和5年6月30日

長官官房長
各局長
各参事官
各幕僚長
統合幕僚会議事務局長
情報本部長
殿

運用局長
(公印省略)

中央指揮所の使用の承認手続等について（通知）

中央指揮システムの維持及び管理に関する訓令の運用等について（防防運1第730号。69.2.18。以下第1において「通達」という。）第2の3の規定による中央指揮所の使用に関する整備計画局長の承認手続等を下記の通り定め、平成12年4月28日から実施することとしたので通知する。

なお、中央指揮所の使用の承認手続等について（通知）（防運第1第1004号。59.3.1）は、廃止する。

記

- 1 通達第2の4の(2)の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、中央指揮所を使用する場合には、中央指揮所使用申請書（別紙様式）を整備計画局長に提出するものとする。
- 2 使用者は、中央指揮所使用承認書を統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課長の指定する者に提示し、使用を許可された室を使用するものとする。
- 3 使用者は、室の使用を終了したときは、当該室を整理整頓し、室の使用を終了した旨を統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム運用課長の指定する者

及び整備計画局サイバー整備課長に通報するものとする。

添付資料：別紙

年 月 日

中央指揮所使用申請書

整備計画局長 殿

所 属 官 職 氏 名

申請者
(課室長)

下記のとおり中央指揮所を使用したいので申請する。

記

1 使用室名

2 使用日時

年 月 日 時 分から 月 日 時 分まで

3 使用人員数

名 (付紙：使用者名簿)

4 使用目的

第 号

年 月 日

中央指揮所使用承認書

上記の使用を承認する。

- ・ 下記の条件を付して承認する。

整備計画局長

記

